平成２２年（フ）第１０８号
千葉県山武市井之内668番地５
債務者　古川　悦子（旧姓竹内）
1　決定年月日時　平成22年７月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月３日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２２年（フ）第１１９号
千葉県東金市福俵96番地１　サウンド・メゾンＡ―101
債務者　小笠原直美
1　決定年月日時　平成22年７月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月３日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２２年（フ）第２４８号
静岡県駿東郡清水町八幡223番地の11　パークハウス101号
債務者　峰田　勝人
1　決定年月日時　平成22年７月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月３日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２２年（フ）第２７４号
静岡県沼津市中沢田468番地の12
債務者　千葉　真弓
1　決定年月日時　平成22年７月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月３日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２２年（フ）第１５５４号
愛知県東海市高横須賀町川田61番地　ローランヒルズ106号
債務者　内藤　　薫
1　決定年月日時　平成22年７月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月３日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２５７号
愛知県一宮市浅井町西海戸字東屋敷423番地１
債務者　稲葉　厚子
1　決定年月日時　平成22年７月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月３日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２２年（フ）第６６９号
大阪府大阪狭山市狭山５丁目2232番地の３２―815号
債務者　原田　　幸（旧姓松﨑）
1　決定年月日時　平成22年７月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月３日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第６９９号
大阪府大阪狭山市茱萸木８丁目1590番地の１２―1106号、前住所大阪府高石市綾園３丁目８番13号
債務者　中島　幸夫
1　決定年月日時　平成22年７月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月３日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第７５７号
大阪府松原市上田５丁目２番11―301号
債務者　田内　雅隆
1　決定年月日時　平成22年７月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月３日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第７５８号
大阪府松原市上田５丁目２番11―301号
債務者　中山こと　田内　由香
1　決定年月日時　平成22年７月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月３日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第７８３号
堺市中区大野芝町186番地２　エクセランス大野芝604号
債務者　森　　初美
1　決定年月日時　平成22年７月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月３日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第８１０号
大阪府岸和田市下池田町１丁目４番19号　メロウハイム101号、申立時の住所大阪府高石市取石５丁目３番３―103号
債務者　道島　佐代（旧姓安藤）
1　決定年月日時　平成22年７月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月３日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第８５８号
堺市南区原山台５丁１番５―1421号
債務者　幸田　リカ
1　決定年月日時　平成22年７月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月３日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第８６８号
大阪府松原市田井城２丁目２番２―407号
債務者　早田　順子
1　決定年月日時　平成22年７月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月３日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第８８８号
大阪府松原市南新町１丁目５番16号
債務者　松山　京子
1　決定年月日時　平成22年７月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月３日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第９３５号
堺市美原区北余部西２丁目１番１―405号
債務者　番匠美代子
1　決定年月日時　平成22年７月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月３日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第２６号
広島県三次市十日市西５丁目13番35号
債務者　武藤　和義
1　決定年月日時　平成22年７月９日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月３日まで
広島地方裁判所三次支部